

2011年10月

「フランスの会計監査役会社における監査担当者の個人責任」

第3期 客員研究員

新潟大学法学部 専任講師

内田 千秋

要約

フランスでは、会計監査役は「会計監査役会社」を設立し、会計監査役の職業を行なうことができる。会計監査役会社の名において被監査会社の監査を行なうのは、会計監査役会社の社員または会社指揮者である自然人会計監査役である(以下、「監査担当者」という)。そこで本論文では、監査担当者と会計監査役会社との責任の関係について判例および学説を分析した。

第1章では、会計監査役会社制度の概略を示した後に、監査担当者の個人責任に関する法文の内容を明らかにした。フランス法上、自由職専門家のための一般的な会社制度として、専門職民事会社および自由職遂行会社制度がある。会計監査役も会計監査役専門職民事会社または会計監査役自由職遂行会社を設立することができるが、この場合、職業行為を行った者(監査担当者)が個人責任を負うこと、および監査担当者が会社と連帯責任を負うことが明文で定められている(専門職民事会社に関する1966年11月29日法律16条、自由職遂行会社に関する1990年12月31日法律16条)。このほか会計監査役は、商法典L. 822-9条(会計監査役会社に関する原則規定)にもとづき、普通法上の商事会社(株式会社、有限会社、略式株式会社)形態を用いて会計監査役会社を設立することができる(以下、「会計監査役商事会社」という)、商法典には監査担当者の責任に関する定めがない。

そこで第2章では、会計監査役商事会社における監査担当者の責任について判例および学説を検討した。裁判所は当初、監査担当者が会計監査役会社の名において作成する監査報告書に署名を付すことを定める規定(1969年デクレ69条〔現商法典R. 822-94条〕)、および会計監査役会社だけでなく自然人会計監査役も責任保険に加入しなければならないことを定める規定(1969年デクレ74条〔商法典R. 822-98条〕)にもとづき、監査担当者が個人責任を負い、会計監査役会社と全部義務を負うものとしていた。これに対して、監査担当者は、その職務から「分離されるフォート (faute séparable)」をなしたのではない限り個人責任を負わず、会計監査役会社のみが責任を負うとする下級審裁判例が登場した。破毀院商事部の2010年3月23日判決は、従来のように監査担当者が個人責任を負うこと

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。

を明示したが、その後の下級審裁判例は対立している。

学説も、監査担当者の個人責任を認める立場（通説的見解）と、職務から「分離されるフォート」に関する判例法理に依拠して監査担当者の個人責任を原則として認めない立場（少数有力説）に対立している。職務から「分離されるフォート」とは、商事会社の会社指揮者の対第三者責任に関する判例法理であり、会社指揮者に職務から「分離されるフォート」がなければ、会社指揮者は第三者に対して責任を負わず会社のみが責任を負う。会計監査役商事会社についてこの判例法理を適用すると、監査担当者は個人責任を負わず会計監査役商事会社のみが責任を負うことになる。

この問題は、自由職専門家が会社形態でその職業を遂行する場合に、自由職専門家である以上その職業行為については個人責任を負うべきであると解するか、商事会社形態をとるのであれば会社の名において職務を行なう監査担当者は原則として個人責任を負わなくてよいと解するのかということに帰するように思われる。本論文では、以上のような対立構造が存在することを示し、破毀院判例および通説が前者の立場をとっているということを示すことができた。

（掲載誌；内田千秋「フランスの会計監査役会社における監査担当者の個人責任」『フランス企業法の理論と動態』奥島孝康先生古希記念論文集第二巻（成文堂）（2011年10月）89-133頁）

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。